

一般競争入札の参加者の資格等の告示

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 26 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

令和 7 年度長崎県食育フェスタ会場設営等業務委託

2 競争入札参加者の資格要件

- (1) 長崎県内に本店又は支店等を有し、当該支店等に常勤の従業員を雇用していること
- (2) 令和 2 年度から令和 6 年度までに本県若しくは国又は他の地方公共団体との間で、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、履行した実績が 2 件以上あること

3 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が認める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) 次のア及びイに該当する者
 - ア 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日以前 6 か月から入札の期日までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実がある者又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた者
 - イ この告示の日から入札の期日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、再生計画又は再生計画の許可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
- (8) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (9) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (10) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、(2) に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和7年12月2日（火）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 営業概要書

ウ 委任状

エ 法人にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

オ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

カ 法人にあっては、申請日時点で確定している直近2か年の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

キ 個人にあっては、前年度及び前々年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書

ク 県税に関し未納がないことを証する証明書（※）

ケ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（※）

コ 印鑑届（様式第3号）

サ 口座振替申込書（様式第4号）

シ 3の(2)を証明する書類（任意様式）

※ ウについては、権限を支社（店）長等に委任する場合に提出すること。

※ エからケまで、サ及びタは原本又は写しとし、タを除き参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県県民生活環境部食品安全・消費生活課

（電話）095-895-2366（直通）

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

なお、審査結果に不服のある場合には、審査結果を知った日から一週間以内に、5の(5)の部署に対し異議を申し出ることができる。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年1月30日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、3の(1)、(6)、(7)又は(10)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。